

Continue
in Sendai

仙台に住み続ける



仙台市若年・子育て世帯住み替え支援 申請の手引き (令和5年度版)

私たちが支えてくれる

仙台に決めました

住み替え支援に関する
『仙台市HP』はこちら↓



初年度支援

基礎額

20万円

+

親との近居等
又は多子

5万円

1年目

次年度以降も継続的に支援

アンケートにご協力頂いた方に

交通費支援 または お米を配送

最長3年

令和5年度

募集期間

第1回：令和5年 6月1日(木)～令和5年 8月31日(木)

第2回：令和5年10月2日(月)～令和5年12月22日(金)

お問い合わせ 仙台市 都市整備局 住宅政策課 企画係 TEL 022-214-8330



1 事業の目的

本事業は若い世代の本市への定着、既存住宅の流通促進、地域のコミュニティの維持を図るため、若年世帯又は子育て世帯の子育てしやすい良好な戸建て住宅への住み替えを支援していくものとなります。

若年世帯：令和5年4月1日時点で婚姻関係にあり夫・妻ともに39歳以下である世帯

子育て世帯：令和5年4月1日時点で小学生以下の子供(出産予定の子を含む)がいる世帯

2 助成の内容

初年度支援

次年度以降の継続支援

住み替え

1年目

2年目～
4年目

最大
25万円

子育て世帯等住宅取得支援
(初年度支援)

基本額 **20**万円

+

親との同居
又は近居※加算



親世帯

5万円

又は

多子※加算



5万円

3年間
毎年

子育て世帯等居住支援(継続支援)

※下記のいずれかを選択(3年間同じものとなります)
※毎年、仙台市のアンケートに回答する必要があります。

交通費支援 
icscaポイントの付与

※1万円相当/年
(事務経費分を除いて付与)

又は

お米の配送 

※1年に2回ご自宅へ配送
※送料・事務経費込1万円相当/年

※親との近居とは



申請者・配偶者の親世帯

仙台市内に居住

(申請者の住み替えに併せて
仙台市へ転居する場合を含む)



申請者

助成対象となる
要件を満たすこと

※多子とは



多子世帯(申請者)

18歳以下の子ども
(出産予定の子を含む)
が3人以上いる世帯

3 手続きの流れ（住宅取得から初年度支援まで）

※【フラット35】地域連携型を利用する場合は、
住み替え前のローン契約時の手続きが必要になります（⇒P8及びP14参照）

STEP1 対象となる市内の戸建て住宅を取得・登記・引越

若年・子育て世帯が、対象となる住宅・宅地（⇒P4～P5）を自ら支払い取得し、登記し、対象住宅へ引越します

STEP2 転入届・転居届の提出

転入届又は転居届を各区役所に提出し、住み替え後の住民票が取得できるようにしてください。

STEP3 助成対象要件の確認

ホームページのリンクより「手続きガイド」にアクセスし、助成対象の要件（⇒P4～P5）に該当することを確認してください。

ホームページはこちら



STEP4 申し込み

ホームページのリンクより「みやぎ電子申請サービス」にアクセスし、必要事項を記入して申し込んでください。

ホームページはこちら



※申し込みが完了すると「到達番号」（13ケタの数字 〇〇〇_〇〇〇_〇〇〇_〇〇〇〇）と、「問い合わせ番号」（6ケタの英数字 〇〇〇〇〇〇）が表示されます。
どちらもこの後の手続きで利用しますので、必ず控えてください。

仙台市より、メールで『申請様式』をお送りします。

- ※メールは、各回の募集期間終了後にお送りします。
- ※各回の予算を超える応募があった場合は抽選を行い、申請対象者を決定します。
その際は、抽選の結果申請対象者となった方へのみ『申請様式』をお送りします。

STEP5 申請書類の提出

『申請様式』に必要事項を記入して、添付書類（⇒P6～P7）と一緒に、
仙台市役所（⇒P15）へ郵送ください。

- ※受付番号の送付日より、1ヶ月以内かつ令和6年1月31日までに提出してください。
- ※次年度以降の継続支援を希望される方は、一緒に「子育て世帯等居住支援申請書」を提出してください。

（次のページにつづく）

仙台市より「交付決定通知」を郵送します。

- ※書類の審査を行いますので、申請書類を提出いただいてから1ヶ月程度要します。
なお、申請状況により期間は前後する場合があります。
- ※不足書類などがある場合は、確認のため、仙台市よりご連絡いたします。
- ※要件に該当しないことが分かった場合は、助成金の交付が受けられません。

STEP6 アンケート回答

「みやぎ電子申請サービス」でアンケートにご回答ください。

- ※「交付決定通知」に同封されている二次元コードまたはURLよりアクセスしてご回答ください。
- ※より良い制度となるよう、住み替えの状況や意識に関するアンケートにご協力をお願いします。
アンケート回答後に、STEP7「助成金の請求」にお進みください。

STEP7 助成金の請求

「交付決定通知」に同封されている二次元コードまたはURLにアクセスし、必要事項を入力してください。

- ※STEP6「アンケート回答」とあわせて、交付決定通知より2ヶ月以内に入力してください。

手続き完了 ご指定の銀行口座にお振込みします。

- ※振込日のご連絡は行いません。ご請求から1ヶ月程度でお振込みいたします。

4 手続きの流れ（次年度以降の継続支援）

仙台市より、メールでアンケートのご案内をお送りします。

- ※7月ころ、交付決定時に登録いただいたメールアドレスあてにお送りする予定です。
- ※電話番号やメールアドレスに変更があった際には、仙台市住宅政策課(022-214-8330)までご連絡ください。

STEP8 アンケート回答

メールでご案内する子育て等のアンケートにご回答ください。

- ※世帯等に変更があった場合は、別途「異動報告書」を提出してください。

手続き完了 icscaポイントの付与 または お米を配送します。

- ※icscaポイントはチャージしたうえでご利用ください。
- ※icscaポイントの付与、お米の配送は10月頃となる予定です。

5 助成対象となる世帯の要件

助成を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

	助成対象となる世帯の要件
<input type="checkbox"/>	以下のいずれかの世帯（以下「 子育て世帯等 」という）であること 若年世帯 ：令和5年4月1日時点で婚姻関係にあり夫・妻ともに39歳以下である世帯 子育て世帯 ：令和5年4月1日時点で小学生以下の子供（出産予定の子を含む）がいる世帯 →P13 Q&A参照
<input type="checkbox"/>	子育て世帯等 が、住宅取得した際に要した経費を負担していること （住宅と宅地の両方を子育て世帯等が費用負担している必要があります。 なお、親が一部負担している場合も対象となります） →P14 Q&A参照
<input type="checkbox"/>	生活保護等を受給していない世帯であること （住宅扶助・生活困窮者住宅確保給付金を受給していないこと）
<input type="checkbox"/>	仙台市の市税の滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものではない世帯であること
<input type="checkbox"/>	過去に本制度の助成を受けていない世帯であること
<input type="checkbox"/>	<u>本市の他の公的</u> 制度による移住や住み替えに係る助成金を受けていないこと →P14 Q&A参照
<input type="checkbox"/>	<u>国や県などの公的</u> 制度による補助金を受けていないこと →P14 Q&A参照

6 助成対象となる住宅の要件

取得した住宅が、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

	助成対象となる建物の要件
<input type="checkbox"/>	子育て世帯等 が自ら居住する一戸建て住宅であること
<input type="checkbox"/>	検査済証 の交付を受けているもの →P13用語解説参照
<input type="checkbox"/>	店舗や事務所などと一緒に住んでいる住宅の場合、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であること →P14Q&A参照
<input type="checkbox"/>	取得した住宅の売買契約の締結日又は工事請負契約の締結日が 令和4年4月1日以降 であること
<input type="checkbox"/>	前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと →P13用語解説参照
<input type="checkbox"/>	中古住宅 については、次に掲げる要件の <u>いずれか</u> に適合するもの 1. 建築確認日が昭和56年6月1日以降の住宅であること →P13用語解説参照 2. 1に該当しない場合は、耐震改修工事を実施している又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている住宅であること

7

助成対象となる宅地の要件


取得した宅地が、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

助成対象となる宅地の要件	
<input type="checkbox"/>	都心商業地域又は拠点商業地域ではないこと →P9～P11参照
<input type="checkbox"/>	仙台市立地適正化計画における 居住誘導区域 であること
<input type="checkbox"/>	新規開発団地でないこと →P12参照
<input type="checkbox"/>	前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと →P13Q&A参照

<助成対象となる宅地の要件の調べ方>

仙台市都市計画情報インターネット提供サービス

検索

ここからもアクセス！


「都市計画情報」を選択 ➡ 「同意する」を選択 ➡ 住所検索または地図をクリック

都市計画情報 マップ切替

入力例: 仙台市青葉区①町3丁目7-1 検索

詳細情報 × 閉じる

選択地点の詳細情報が表示されます。

都市計画決定の内容

- 都市計画
 - 都市計画区域 市街化区域
 - 用途地域 (建ぺい率/容積率) ②**
 - 商業地域 (80%/500%)
- 都市計画以外の制限
 - 立地適正化計画 (居住誘導区域) ③**
 - 居住誘導区域
 - 立地適正化計画 (都市機能誘導区域)
 - 都市機能誘導区域 (都心_アウトソーシング)

① 住所を選択又は入力して検索し、表示された地図上で宅地をクリックで選択する。

② 「用途地域」を確認する。「商業地域」の場合は、**都心商業地域、拠点商業地域ではない**ことを確認する。→P9-11参照

③ 「立地適正化計画 (居住誘導区域)」の「**居住誘導区域**」であることを確認する。

④ **新規開発団地ではない**ことを確認する。→P12参照

8

親との同居又は近居の要件、多子世帯の要件

加算の要件		
<input type="checkbox"/>	同居・近居の要件	申請者の要件：助成対象要件を満たすこと 申請者または申請者の配偶者の親世帯の要件 ：仙台市内に居住していること (子世帯の住み替えに併せて仙台市への転居を含む)
<input type="checkbox"/>	多子世帯の要件	令和5年4月1日時点で、18歳以下※の子ども（出産予定の子を含む）が3人以上いる世帯 ※令和6年3月31日時点

9 助成金の交付申請に提出する書類（申請様式と添付書類）

- ・申請する前に、次の申請書類がそろっているか確認をお願いします。
申請者の同意により、添付不要となる書類もありますので事前に確認して下さい。
- ・申請者は、世帯主として下さい。

【必ず提出する書類】

1	助成金交付申請書兼実績報告書 【原本】 押印が必要です (助成金要綱様式第1号) ※両面印刷してください	申込みの後に送付されるメールからダウンロードしてください
2	子育て世帯等居住支援申請書 【原本】 押印が必要です (実施要綱様式第1号) ※継続支援を希望する方のみ	
3	誓約書 (実施要綱様式第4号) 【原本】 自筆署名が必要です	
4	取得した住宅の登記記録の全部事項証明書 【原本】 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	
5	取得した宅地の登記記録の全部事項証明書 【原本】 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	
6	取得した住宅の工事請負契約書又は売買契約書 【コピー】 ※令和4年4月1日以降に契約したもの 【必要なページ】所在地、契約日、工事金額または売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	
7	取得した宅地に関する売買契約書 【コピー】 【必要なページ】所在地、契約日、売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	
8	No.6、No.7の契約書に基づくそれぞれの支払いが確認できる書類 【コピー】 ※子育て世帯等が契約に係る費用を支払ったことが分かる領収書や金融機関への振込依頼書等	
9	取得した住宅の検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書 【コピー】 ※建築確認台帳記載事項証明書 (→P13参照) は、取得した住宅が存在する区の街並み形成課に申請し取得することができます (1通300円)	
10	取得した宅地の位置が分かる付近見取り図 【コピー】	
11	世帯主の身分証明書 (以下の①～③のうちいずれか1つ) ① 運転免許証 (表面及び裏面) 【コピー】 ② マイナンバーカード (表面のみ) 【コピー】 ※個人番号 (マイナンバー) を必ずマスキング (黒塗り) してください。 ③ 保険証 (表面及び裏面) 【コピー】 ※保険者番号・被保険者等記号・番号を必ずマスキング (黒塗り) してください。 ※二次元コードがある場合は、二次元コードもマスキングしてください。	
12	世帯員全員の住民票の写し 【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※助成金交付申請書兼実績報告書 (No.1の書類) 及び子育て世帯等居住支援申請書 (No.2の書類) の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。	
13	世帯員全員の本市の市税の滞納がないことの証明書 【原本】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※助成金交付申請書兼実績報告書 (No.1の書類) 及び子育て世帯等居住支援申請書 (No.2の書類) の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。	

(次のページにつづく)

【該当する場合のみ提出する書類】

○令和5年4月1日時点で出生予定の子がいる場合

14	出産予定の子の母子健康手帳 【コピー】 ※令和5年4月2日以降に生まれた子がいる場合も提出が必要です。 【必要なページ】表紙（交付日を確認します）及び子の保護者欄（仙台市交付の母子手帳の場合、1ページ目）
----	--

○若年世帯となる場合

15	若年世帯の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 【原本】 （続柄の記載あり、30日以内に交付を受けたもの） ※子育て世帯等の本籍が仙台市にあり、助成金交付申請書兼実績報告書（No.1の書類）の同意事項⑤に同意いただける場合は提出不要です。 ※本籍が仙台市外にある場合は、提出が必要です。
----	---

○親世帯との同居又は近居加算を受ける場合

16	子育て世帯等の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 【原本】 （続柄の記載あり、30日以内に交付を受けたもの） ※子育て世帯等の本籍が仙台市にあり、助成金交付申請書兼実績報告書（No.1の書類）の同意事項⑤に同意いただける場合は提出不要です。 ※本籍が仙台市外にある場合は、提出が必要です。
17	親世帯の住民票の写し 【原本】 （続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの） ※助成金交付申請書兼実績報告書（No.1の書類）の同意事項①及び②に、親世帯の世帯員全員に同意いただける場合は提出不要です。

○継続支援で、icscaポイントの付与を希望する場合

18	ポイントの付与を希望するicsca（記名式）の写し 【コピー】 （両面の写しをとり、裏面のSKで始まる番号が確認できるようにしてください） ※子育て世帯等の構成員のうち、1名の記名を行ったもの
----	--

○二世帯住宅や、店舗、事務所などと一緒に住んでいる住宅の場合

19	建築確認概要書など用途構成や面積が分かる書類及び図面 【コピー】
----	--

○取得した住宅の建築確認日が昭和56年5月31日以前である場合

20	耐震性能を確認できる書類 【コピー】
----	--

10 住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する方

本助成制度の対象となる方が、一戸建て持ち家を取得する際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、借入金利の引下げ（当初10年間▲0.25%）を受けることができます。

【フラット35】地域連携型を利用するためには、仙台市が発行する【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を借入の契約前に受ける必要があります。詳しくは、下記HP又はお客様コールセンターへお問い合わせください→P14 Q&A参照

【フラット35】地域連携型の詳細について
住宅金融支援機構のホームページ (www.flat35.com)
住宅金融支援機構お客さまコールセンター
(0120-0860-35/祝日・年末年始以外 9:00~17:00)

<申請の流れ>

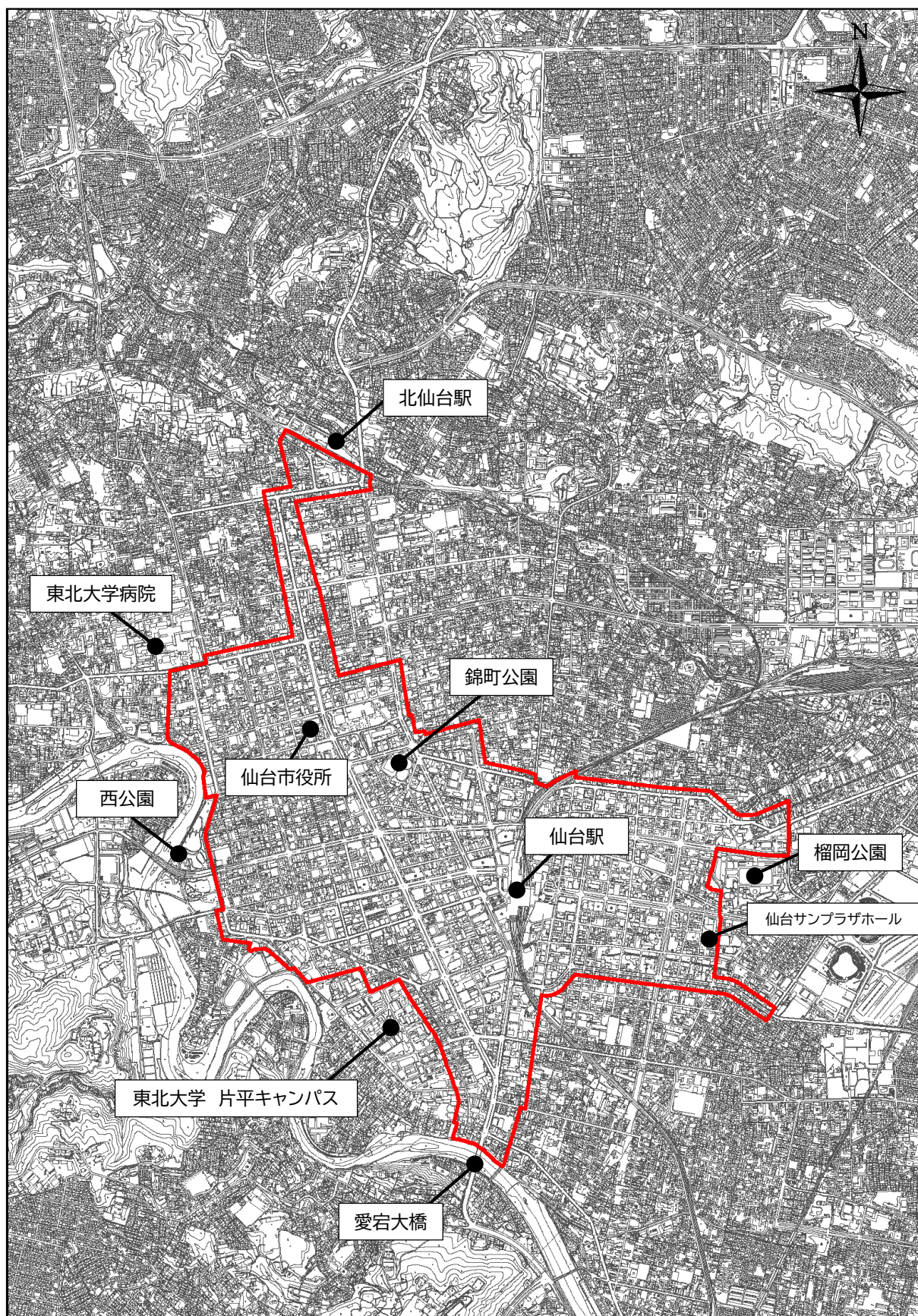
- 1 【フラット35】地域連携型利用対象証明書は、借入れの契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があります。利用される方は、
【フラット35】地域連携型の借入前に、必ず仙台市へご相談ください。
 - 2 本助成制度の要件を満たしているか確認した上で、下記の必要書類を仙台市に郵送でご提出ください→P4~P5参照
 - 3 申請受付後、仙台市で審査の上【フラット35】地域連携型利用対象証明書を発行します。申請書等に不備がなければ、受付後1週間程度で発行します。
 - 4 上記の証明書を持参し、取扱金融機関にて、融資の手続きを行ってください。
 - 5 対象住宅へ住み替え後、仙台市へ「若年・子育て世帯住み替え支援」の申込みを行ってください。
- ※ **【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本助成金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。**

【フラット35】地域連携型を利用するにあたり、提出が必要になる書類

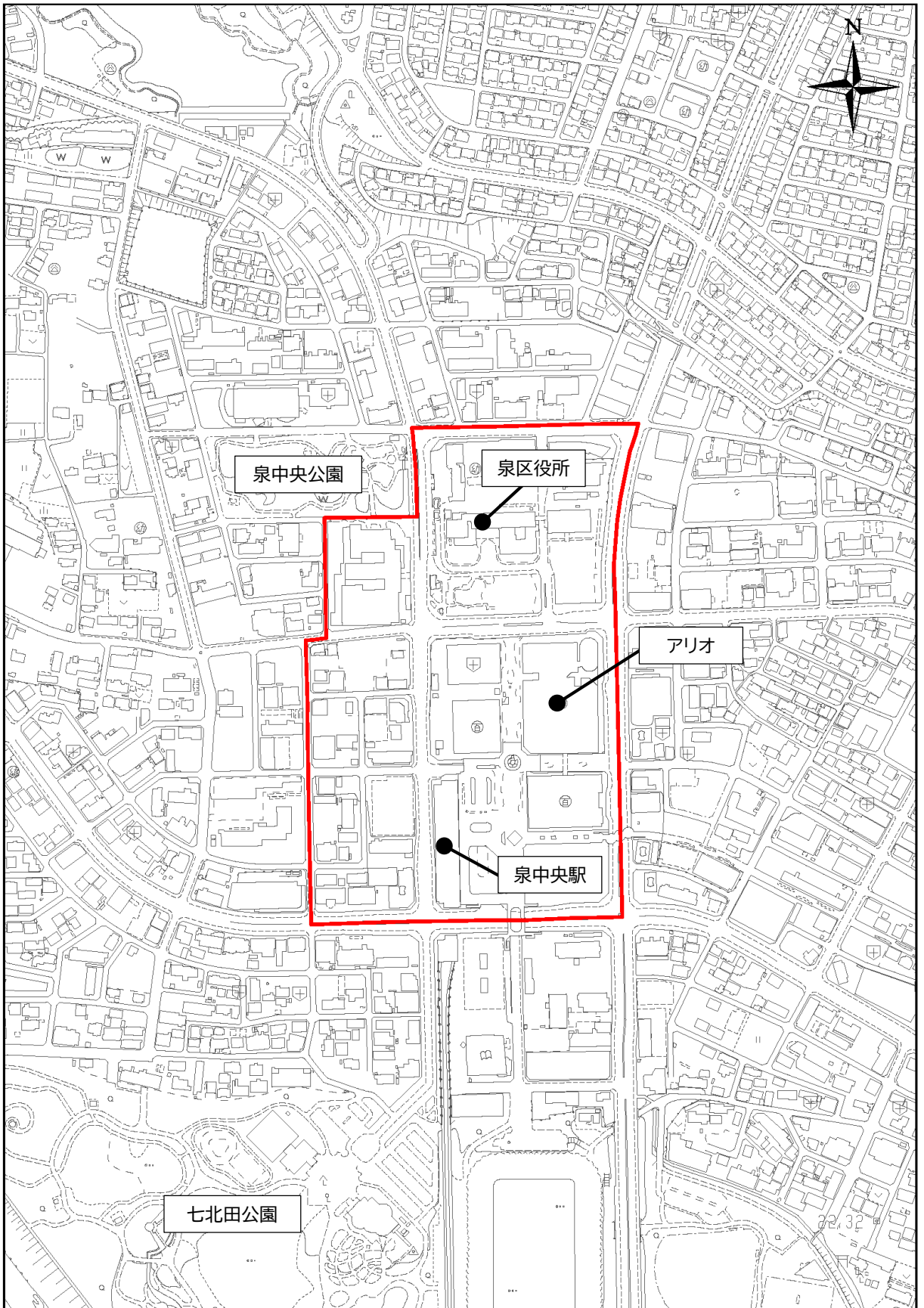
	必要書類	
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型利用申請書 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。	【原本】
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型に関する誓約書及び承諾書 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。	【原本】
<input type="checkbox"/>	仙台市要件等確認チェックシート ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。	【原本】
<input type="checkbox"/>	補助対象であることを証明する資料（補助申請書類1～11） 提出できない書類がある場合は仙台市住宅政策課にご相談ください。なお、【フラット35】地域連携型を利用される場合、P2 STEP5 で申請書類を提出する際、一部書類については、記載内容に変更がない場合に限り、省略することができます。	

証明書発行の申請受付期間は、**令和5年6月1日(木)から令和6年3月29日(金)まで**です。
なお受付期間中でも、証明書の発行数が上限に達した場合は受付を終了します。

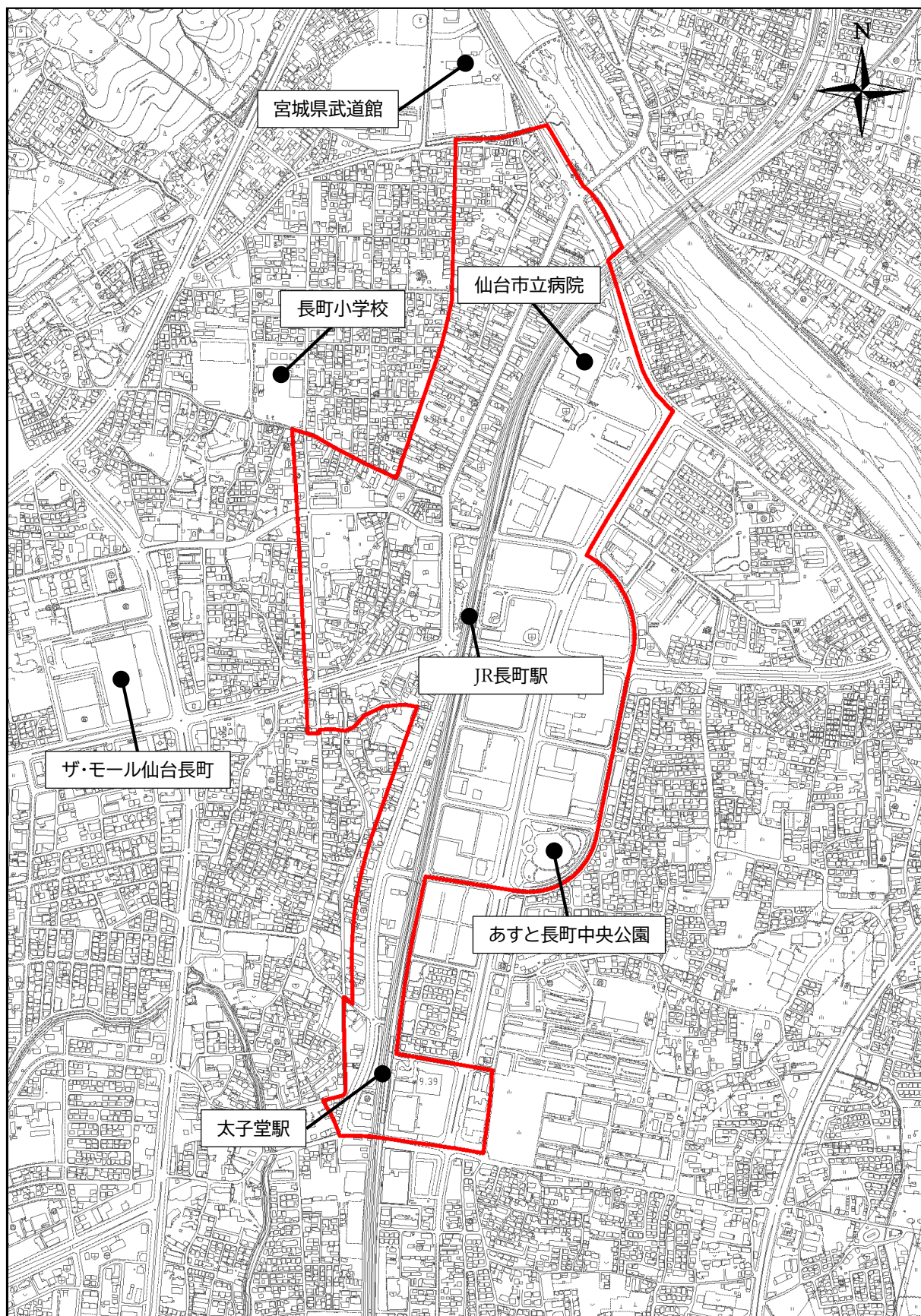
① 都心商業地域 ※線で囲まれたエリアは対象となりません



②拠点商業地域（泉中央） ※線で囲まれたエリアは対象となりません



③拠点商業地域（長町）※線で囲まれたエリアは対象となりません



12 助成対象とならない新規開発団地等

① 対象とならない開発許可区域

※“場所”に記載のある町丁目の一部が対象外の場合があります。詳細は住宅政策課までお問い合わせ下さい。

R5.4時点

	場所		開発許可番号	開発許可申請者
1	仙台市青葉区	貝ヶ森6丁目	H24-X-016	セルコホーム(株)
2	仙台市青葉区	錦ヶ丘(1丁目・4丁目・9丁目)	S60-KK-00167	錦エステート(株)
3	仙台市青葉区	錦ヶ丘5丁目	H27-X-129	錦エステート(株)
4	仙台市青葉区	錦ヶ丘5丁目	H30-X-154	錦エステート(株)
5	仙台市青葉区	錦ヶ丘5丁目	H30-X-033	錦エステート(株)
6	仙台市青葉区	錦ヶ丘5丁目	H31-X-069	錦エステート(株)
7	仙台市青葉区	錦ヶ丘6丁目	H25-X-103	(株)リトルベアー
8	仙台市青葉区	国見6丁目	R02-X-068	セキスイハイム東北(株)
9	仙台市青葉区	川平2丁目	R04-X-121	成和産業(株)
10	仙台市宮城野区	田子西2丁目	H25-X-059	仙台市長
11	仙台市太白区	山田本町	R02-X-062	(株)リトルベアー
12	仙台市太白区	八木山南2丁目	H31-X-023	(株)みつば
13	仙台市太白区	茂庭字中ノ瀬中	H30-X-097	ナイス(株)
14	仙台市泉区	根白石字針生山(泉パークタウン朝日)	H16-X-024	三菱地所(株)
15	仙台市泉区	紫山1丁目	H26-X-083	三菱地所(株)
16	仙台市泉区	本田町	R02-X-108	(株)ケイワイティ

② 対象とならない土地区画整理事業

※“主な場所”に記載のある町丁目の一部が対象外の場合があります。詳細は住宅政策課までお問い合わせ下さい。

R5.4時点

	地区名	主な場所	
1	愛子	仙台市青葉区	下愛子字観音堂, 下愛子字葉前場
2	岩切山崎今市東	仙台市宮城野区	岩切字一本杉北, 岩切一丁目, 燕沢字北田
3	岩切羽黒前	仙台市宮城野区	岩切字羽黒前
4	田子西	仙台市宮城野区	田子西一丁目, 田子西二丁目
5	荒井西	仙台市若林区	なないろの里一丁目, なないろの里二丁目, なないろの里三丁目, 蒲町, かすみ町, 荒井一丁目
6	荒井南	仙台市若林区	荒井三丁目, 荒井南
7	荒井東	仙台市若林区	荒井東一丁目, 荒井東二丁目, 荒井六丁目, 荒井七丁目, 荒井八丁目
8	長喜城東	仙台市若林区	長喜城字山神
9	六丁の目元町・六丁目	仙台市若林区	六丁の目元町, 六丁目字南, 六丁目字赤沼角
10	あすと長町	仙台市太白区	あすと長町一丁目, あすと長町二丁目, あすと長町三丁目, あすと長町四丁目, 八本松二丁目
11	八木山中央南	仙台市太白区	御堂平, 鈎取字御堂平, 鈎取三丁目, 八木山南六丁目の各一部
12	富沢駅周辺	仙台市太白区	大野田四丁目, 大野田五丁目, 富沢四丁目
13	中田二軒橋	仙台市太白区	中田町字二軒橋, 中田町字清水
14	富沢駅西	仙台市太白区	富沢西一丁目, 富沢西二丁目, 富沢西三丁目, 富沢西四丁目, 富沢西五丁目
15	茂庭	仙台市太白区	茂庭一丁目, 茂庭二丁目
16	泉中央南	仙台市泉区	泉中央南

用語解説

検査済証:	建築基準法に定められたもので、完成した建物が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を証明する文書。建物の完成後に行われる完了検査を受け、適合している場合に発行されます。 ※検査済証が発行されていない住宅は、本支援制度の対象外となります。
建築確認日:	建築基準法に基づき、行政庁の建築主事又は民間企業の指定確認検査機関が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を工事着手前に審査し、適合している場合に、建築確認済証が発行され、建築確認日はその日付。
建築確認台帳記載事項証明書:	建築確認台帳に記載されている建築確認済証や検査済証の交付年月日を証明する書類。 ※検査済証の交付年月日の記載がない住宅は、本支援制度の対象外となります。
三親等内の血族及び姻族:	<p>①申請者本人の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母、子供とその配偶者(一親等) ・祖父母、兄弟姉妹とその配偶者、孫とその配偶者(二親等) ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めいとその配偶者、ひ孫とその配偶者(三親等) <p>②申請者本人の配偶者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母、子供とその配偶者(一親等) ・祖父母、兄弟姉妹、孫とその配偶者(二親等) ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めい、ひ孫とその配偶者(三親等) <p>〈参考〉</p> <p> は血族 は姻族 </p>

Q&A

①助成対象世帯について



Q1:	子育て世帯の要件である、小学生以下の子どもがいるとはどのような世帯ですか。
A1:	申請年度において小学6年生以下の子どもがいる世帯、または、申請年度の4月1日時点において出産予定の子どもの母子手帳を取得している世帯です。なお、住み替え時の年度に小学6年生でも、申請年度に中学1年生となる場合は対象となりません。
Q2:	若年世帯の要件である、夫・妻とはどのような関係にある人をいいますか。
A2:	申請年度の4月1日時点から申請日までの期間において、民法上の婚姻関係にある人をいいます。

Q3:	先に土地を購入しており、申請年度に住宅を取得した場合対象となりますか。
A3:	対象となります。宅地の取得時期の要件はありませんが、取得した住宅の工事請負契約の締結日が令和4年4月1日以降である必要があります。 なお、宅地及び住宅の前所有者については要件があります。 →P4～P5参照
Q4:	子育て世帯等が、住宅取得した際に要した経費を負担しているとはどのような状況ですか
A4:	住宅と宅地の両方を子育て世帯等が費用負担している必要があります。 親が一部負担している場合でも、住宅と宅地の両方の費用を子育て世帯等が負担していれば対象となります。例えば、以下のような場合は対象となりません。 ・親から相続した宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・親など親族の所有する宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・親が購入した宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・第三者からの借地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合
Q5:	本制度と併用できない本市の補助金は、どのような支援がありますか。 また、本制度と併用できる本市の補助金はありますか。
A5:	○併用できない補助金 ・移住支援金(担当課:商業・雇用支援課) ・せんだい健幸省エネ住宅補助金(新築向け)(担当課:地球温暖化対策推進課) ○併用できる補助金 ・せんだい健幸省エネ住宅補助金(改修向け)(担当課:地球温暖化対策推進課) ・熱利用システム導入支援補助金(担当課:地球温暖化対策推進課) ・仙台市木材利用促進支援補助金(担当課:農林土木課) ・仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業(担当課:各区街並み形成課) ※令和5年11月15日時点の内容です。 ※支援要件や受付期間がありますので、詳細は仙台市ホームページ又は担当課へお問合わせ下さい ※本事業は国費を一部使用しています。 ※国や県などの他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金の問い合わせ窓口などにご確認下さい(「こどもみらい住宅支援事業」、「こどもエコすまい支援事業」、「子育てエコホーム支援事業」については同事業の規定により併用不可であることを事務局に確認しております)。

②助成対象住宅について

Q6:	店舗や事務所などと一緒となっている住宅の場合、対象となりますか。
A6:	店舗や事務所以外で、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であれば対象となります。 建築確認概要書など各用途の構成や面積が分かる書類及び図面のコピーを提出ください。

③「フラット35」地域連携型について

Q7:	住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用し、金利優遇措置を受ける場合、利用対象証明書の申請タイミングはいつになりますか。
A7:	【フラット35】地域連携型の利用対象証明書は、借入れの契約時までに取り扱金融機関へ提出する必要があります。 そのため、本助成金の申請前に利用対象証明書を取得していただくこととなります。その際、本助成制度の交付対象になるかを確認するため、補助対象であることを証明する資料(補助申請書類)として、本助成金の申請書類を先行して提出していただくこととなります。 なお、【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本助成金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。

■お問い合わせ先■

仙台市役所都市整備局住宅政策課

住所： 仙台市青葉区二日町12-34
仙台市役所二日町第五仮庁舎9階

TEL： 022-214-8330
(平日9:00~12:00/13:00~17:00)

■書類郵送先■

住所： 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
都市整備局住宅政策課あて

仙台市 若年・子育て世帯住み替え支援

検索

<ホームページ>

<https://www.city.sendai.jp/jutakutaisaku/kosodate/shien.html>